

受付番号 事業所名 ()
受付日(確認日) 令和 年 月 日

指定障害者支援施設

1. 申請書類

県
法人
確認
欄

- 1 様式第1号 指定申請書
- 2 (別紙)他の法律等において既に指定を受けている事業等について(該当のみ)
- 3 付表8
昼間実施サービスに係る付表 ()
- 4 定款、寄附行為等、登記事項証明書
※定款変更が済んでいない場合には、事業実施を決議した理事会議事録を添付すること。
- 5 平面図、事業所の位置図、写真 ※写真は直近のものを撮影し、撮影した時点を余白に記載すること
- 6 設備・備品等一覧表(消防設備も明記すること)
消防計画届出書の写し(消防局の受付印が押印されたもの)
防火対象物届出書又は直近の検査済通知書の写し
建築確認検査済証
- 7 管理者の経歴書
管理者の実務経験証明書
- 8 サービス管理責任者の経歴書
サービス管理責任者の実務経験証明書
サービス管理責任者の兼務に関する調書
サービス管理責任者の各研修受講証明書、資格証の写し
- 10 運営規程
重要事項説明書
- 11 苦情処理体制
- 12 主たる対象者を特定する理由等(主たる対象者を特定する場合のみ)
- 13 勤務体制・形態一覧表(別紙2)※日中活動サービスで生活介護を実施する場合は、看護師等免許を添付すること
- 14 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 15 協力医療機関との契約内容がわかるもの(契約書の写し等)
- 16 その他 ①利用予定者名簿 ※日中活動サービスで生活介護を利用するものは障害支援区分を記載すること
②事業の概要(事業計画等)
- 17 指定書の写し(更新の場合のみ)
- 18 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書ほか書類一式

2. 基本資料

- 申請利用定員 (人)
 - 日中活動サービス (人)
 - 施設入所支援 (人)
- 前年度の平均利用者数 (人) ※新規事業開始の場合は推定数
- 主たる対象者 (特定無し 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者)

3. 人員に関する基準

1 管理者

- 専従の者1人。支障がない場合には、当該指定障害者支援施設等の他の職務又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所・施設等の職務に従事することも可。

※管理者の資格要件

- 社会福祉主事の資格を有する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者

2 サービス管理責任者

- 利用者の規模に応じて常勤かつ専従の者1人以上
 - ア 利用者数が60人以下 1人以上
 - イ 利用者数が61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えた数

※サービス管理責任者の要件(次に掲げるいずれの要件もみたすことが必要)

- 別に定める実務経験をみたしていること →実務経験の範囲は別紙
- i) 相談支援業務についての実務経験年数及び社会福祉主事任用資格者等が直接支援業務に従事した実務経験年数が通算して5年以上
- ii) 直接支援業務についての実務経験年数が通算して8年以上
- iii) 国家資格等による業務に3年以上従事している者が、相談支援業務又は直接支援業務に従事する場合は、実務経験年数が3年以上
- 相談支援従事者研修(講義部分のみ)を修了していること
- サービス管理責任者研修を修了していること

3 サービス提供職員 ※専従の者であるが、支援に支障がない場合はこの限りでない。

利用者の平均障害支援区分 ()
 人員配置区分 (生活介護 () :)

一 生活介護を行う場合

① 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上指導を行うために必要な数
 (常勤・非常勤・嘱託医 など)

② 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

○常勤換算方法による従業員の配置総数 ※生活介護の単位ごと (人)

- i) 平均障害支援区分4未満 利用者の数を6で除した数以上
- ii) 平均障害支援区分4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- iii) 平均障害支援区分5以上 利用者の数を3で除した数以上

○職種ごとの必要数 ※生活介護の単位ごと

看護職員(保健師、看護師、准看護師をいう。) 常勤者1人以上

(常勤 人・非常勤 人)

理学療法士又は作業療法士 訓練を行う場合に必要な数
 (常勤 人・非常勤 人)

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を機能訓練指導員として配置することも可

生活支援員 常勤者1人以上

(常勤 人・非常勤 人)

※従たる事業所を設置する場合

- 利用定員が6人以上
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務遂行上支障がないこと

二 自立訓練(機能訓練)を行う場合

① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

○常勤換算方法による従業員の配置総数 (人)

利用者の数を6で除した数以上

○職種ごとの必要数

看護職員(保健師、看護師、准看護師をいう。) 常勤者1人以上
 (常勤 人・非常勤 人)

理学療法士又は作業療法士 1人以上
 (常勤 人・非常勤 人)

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を機能訓練指導員として配置することも可

生活支援員 常勤者1人以上

(常勤 人・非常勤 人)

※訪問による自立訓練(機能訓練)を併せて提供する場合

上記①に掲げる員数に加えて、訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上配置していること

※従たる事業所を設置する場合

- 利用定員が6人以上
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所の従業者」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務遂行上支障がないこと

三 自立訓練(生活訓練)を行う場合

① 生活支援員 常勤者1人以上

○常勤換算方法による従業員の配置総数 (人)

- 利用者の数を6で除した数以上であること
(常勤 人・非常勤 人)

※健康上の管理等の必要がある利用者がいて、看護職員を置く場合

- 看護職員(保健師、看護師又は准看護師) 1人以上)

※訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する場合

- 上記①に掲げる員数に加えて、訪問により自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上配置していること

※従たる事業所を設置する場合

- 利用定員が6人以上
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所の従業者」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務遂行上支障がないこと

四 就労移行支援を行う場合

① 職業指導員及び生活支援員

○常勤換算方法による従業員の配置総数 (人)

- 利用者の数を6で除した数以上であること
※あはき養成施設(「認定指定障害者支援施設」という)の場合
 利用者の数を10で除した数以上であること

○職種ごとの必要数

- 職業指導員 1人以上
(常勤 人・非常勤 人)

- 生活支援員 1人以上
(常勤 人・非常勤 人)

※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤

② 就労支援員 (常勤 人・非常勤 人)

○常勤換算方法による従業員の配置総数 (人)

- 利用者の数を15で除した数以上であること

※従たる事業所を設置する場合

- 利用定員が6人以上
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所の従業者」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務遂行上支障がないこと

五 就労継続支援B型を実施する場合

① 職業指導員及び生活支援員

○常勤換算方法による従業員の配置総数 (人)

- 利用者の数を10で除した数以上であること

○職種ごとの必要数

- 職業指導員 1人以上
(常勤 人・非常勤 人)

- 生活支援員 1人以上
(常勤 人・非常勤 人)

※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤

※従たる事業所を設置する場合

- 利用定員が6人以上
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所の従業者」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保
- 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務遂行上支障がないこと

六 施設入所支援を行う場合

- ① 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一)利用者の数が60以下 1以上
 - (二)利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする

4. 設備に関する基準

防災関係に係る構造設備 (次の2つのうちいずれかをみたと)

(※必要に応じて、構造設備が確認できる図面や写真を求める)

- ・耐火建築物又は準耐火建築物であること(鉄筋コンクリート等)
- ・次のいずれかをみたとのもの
 - i) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等に難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること
 - ii) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること
 - iii) 避難口の増設、搬送を容易に十分な幅を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること

障害者支援施設等に設ける設備

利用者の支援に支障がない場合には、兼用可

- ア 訓練・作業室 施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもの
訓練または作業に支障のない広さ及び必要な機械器具等を備えていること
- イ 居室 1の居室の定員は4人以下
利用者1人あたりの床面積は、収納設備を除き9.9㎡以上
ブザー又はこれに代わる設備を備えること
- ウ 食堂 食事の提供に支障のない広さを有すること
- エ 浴室 利用者の特性に応じたものであること
- オ 洗面所 居室のある階ごとに設けること
利用者の特性に応じたものであること
- カ 便所 居室のある階ごとに設けること
利用者の特性に応じたものであること
- キ 相談室 談話の漏洩を防ぐため間仕切り等を設けること
- ク 廊下幅 1.5m以上(中廊下は1.8m以上)
- コ 多目的室その他運営上必要な設備
相談室及び多目的室は、利用者へのサービス提供に当たって支障がない範囲で兼用可

※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援をおこなう場合の設備上の基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師及びはり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること

5. 運営に関する基準

I 運営規程

- ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針
- ② 提供する施設障害福祉サービスの種類
- ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

- ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - イ 施設障害福祉サービスの内容
 - ロ 利用者負担額
 - ハ その他の費用（支払を受ける場合にのみ規定する）
 - i 生活介護を行う場合
 - ・食事の提供に要する費用
 - ・創作的活動に係る材料費
 - ・日用品費
 - ・その他、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - ii 自立訓練（機能訓練）、（生活訓練）又は就労移行支援を行う場合
 - ・食事の提供に要する費用
 - ・創作的活動に係る材料費
 - ・日用品費
 - ・その他、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - iii 施設入所支援を行う場合
 - ・食事の提供及び光熱水費
 - ・厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ・被服費
 - ・日用品費
 - ・その他、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の実施地域
- ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑨ 緊急時等における対応方法
- ⑩ 非常災害対策
- ⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑬ その他運営に関する重要事項（研修の機会の確保、守秘義務について等々）

2 苦情処理体制（苦情を受け付けるための窓口の設置等）

- ・苦情受付担当者
- ・苦情解決責任者
- ・第三者委員

※介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

- 介護給付費等算定に関する届出書
- 勤務体制・形態一覧表（別紙2）→指定申請書に添付
- 重度障害者支援（体制）加算Ⅰ（基本）の有無 （ 有 無 ）
- 重度障害者支援（体制）加算Ⅰ（重度）の有無 （ 有 無 ）
- 重度障害者支援（体制）加算Ⅱ（重度）の有無 （ 有 無 ）